



納期限は5月31日(月)

軽自動車税(種別割)の税率

問 税務課管理係 ☎95-9876

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在に、原付バイク、小型特殊自動車、軽自動車、自動二輪車を所有している人に課税される税金です。譲渡や盗難などにより、実際に所有していなくても、所定の手続きをしない限り税金がかかります。軽自動車税(種別割)は、普通自動車における自動車税(種別割)とは異なり、月割りで税額を算定しません。そのため、年度の途中で譲渡や廃車をしても税金の還付はありません。また、4月2日以降に取得した場合は、その年度は税金がかかりません。

納期限は5月31日(月)です。口座振替を利用する人は、残高を確認してください。また、口座振替の人には、車検用納税証明書を6月上旬に郵送します。



ホームページID

5343



名称が変更されています

令和元年10月1日から、自動車の税が変わり、自動車税は自動車税種別割に、軽自動車税は軽自動車税(種別割)に名称が変更されています。

税額と経年重課

平成27年4月1日以降に新規登録する車両から、新税額が適用されています。また、環境への負荷の低減に資するための施策であるグリーン化を進める観点から、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した車両について、平成28年度から経年重課の税額が適用されています。

車種区分			平成27年 3月31日までに 登録した車両	登録後13年を経過し た車両	平成27年 4月 1 日以降 に登録した車両
四輪	乗用	自家用	7,200円	12,900円	10,800円
		営業用	5,500円	8,200円	6,900円
	貨物	自家用	4,000円	6,000円	5,000円
		営業用	3,000円	4,500円	3,800円
三輪			3,100円	4,600円	3,900円

※新規登録した年月とは、初めて車両番号の指定を受けた年月です。自動車検査証では初度検査年月と記載されています。

グリーン化特例(軽課)

平成29年度に実施された、環境負荷の小さい車両に対して排出ガスや燃費性能の基準に応じて税額が軽減されるグリーン化特例(軽課)について、基準を見直したうえで再度延長されました。軽減は、初めて車両番号の指定を受けた年度の翌年度限りです。

令和3年度対象車両 初度検査年月が令和2年4月～3年3月で、下表の環境性能を有する車両

車種区分			電気自動車・ 天然ガス自動車 (75%軽減)	令和 2 年度燃費 基準 + 30%達成 車 (50%軽減)	令和 2 年度燃費 基準 + 10%達成 車 (25%軽減)	平成27年度燃費 基準 + 35%達成 車 (50%軽減)	平成27年度燃費 基準 + 15%達成 車 (25%軽減)
四輪	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	－	－
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円	－	－
	貨物	自家用	1,300円	－	－	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	－	－	1,900円	2,900円
三輪			1,000円	－	－	2,000円	3,000円

※電気自動車などを除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)又は30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。

受付期間は4月1日(木)～5月31日(月)

軽自動車税(種別割)の減免申請

軽自動車を、障害者自身が所有・運転する場合や、障害者の通院や生業などのために生計を一にする人が所有・運転する場合、軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。

また、公益のため直接専用するものと認められる車両についても、減免を受けられる場合があるので、問い合わせてください。

申 4月1日(木)～5月31日(月)に税務課管理係
☎95-9876

申請の条件と必要書類

対象車両	障害者減免	①身体などに障害のある人が所有する車両 ②18歳未満の障害者と生計を一にする人が所有する車両 ③知的障害者または精神障害者と生計を一にする人が所有する車両
	構造減免	④身体障害者などが利用するための特殊構造をした車両 ※8ナンバーの車両で、車検証の「車体の形状」欄に「身体障害者輸送用」「車いす移動車」などと書かれているもの
台数	障害者1人につき1台	
持ち物	車検証、車両所有者のマイナンバーの分かるもの、運転する人の運転免許証、各種手帳(④の場合を除く)	
その他	- 普通自動車の減免を受けている人や、福祉タクシー料金助成制度を利用している人は、減免を受けられません。 - 車検証に「事業用」と記載されている車両は対象外です。 - 世帯が別で生計を一にしている人が所有する軽自動車などを申請する場合や、常時介護している人が運転する場合は、それぞれ申出書類が必要です。	

軽自動車税(種別割)の減免区分表

区 分			障害者自身が運転する場合	障害者と生計を一にする人又は障害者を常時介護する人が運転する場合
身体障害者手帳	視 覚 障 害		1～4級	
	聴 覚 障 害		2・3級	
	平 衡 機 能 障 害		3級	
	音 声 機 能 障 害		3級（咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	
	上 肢 不 自 由		1・2級	
	下 肢 不 自 由		1～6級（*）	1～3級
	体 幹 不 自 由		1～3級、5級	1～3級
	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢 機能	1・2級	
		移動 機能	1～6級（*）	1～3級
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ ぼうこう・直腸機能障害		1～4級	1～3級
	免 疫 機 能 障 害		1～4級	1～3級
	肝 臓 機 能 障 害			
療 育 手 帳			A	
愛 護 手 帳			1・2度、A	
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳			1級	

- ・2つ以上の障害がある場合は、総合等級ではなくそれぞれの障害の級で判断します。
- ・7級(*)でほかの障害があり、身体障害者手帳の交付を受けている人は6級の区分とします。また、戦傷病者手帳を持つ人も、場合によっては減免が受けられます。

国保の加入・脱退は必ず14日以内に届出を

問 国保年金課国保係 ☎95-9891

異動の多いこの時期、届出が必要な人は期限内に忘れずに手続きをしてください。

国保に加入するとき

こんなとき	届出に必要なもの
ほかの市町村から転入したとき	転出証明書
職場などの健康保険を脱退したとき（健保などの被扶養者から外れたとき）	職場の健康保険をやめた証明書 ※脱退日から14日以内に証明書が届かない場合は、期限内にご相談ください。
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止通知書

●加入の届出が遅れると

国保の加入資格が発生した日（前の健康保険の資格を喪失した日）までさかのぼって保険税を納めていただきます。

そのほか

こんなとき	届出に必要なもの
住所・世帯主・氏名などが変わったとき	保険証
世帯が分かれたり、一緒になったとき	保険証
修学のため、子どもがほかの市町村に住むとき	保険証、在学証明書
保険証を破損・紛失したとき	破損した保険証

国保を脱退するとき

こんなとき	届出に必要なもの
ほかの市町村へ転出するとき	保険証
職場などの健康保険に加入したとき（健保などの被扶養者になったとき）	国保と健保の保険証
生活保護を受けるとき	保険証、保護開始通知書
死亡したとき	保険証、喪主を証明するもの、葬祭費を振込む口座番号の分かるもの

●脱退の届出が遅れると

資格がなくなったあとで国保の保険証を使って受診した場合、国保で負担した医療費を返還することになります。

●口座振替に協力をお願いします

国民健康保険税の納付は原則口座振替をお願いします。加入・変更手続きの際には口座番号の分かるものとその届出印を持参してください。

●注意してください

すべての手続きに免許証などの本人確認書類が必要です。また、各種申請書にマイナンバーの記載が必要になりました。マイナンバーの分かるものと顔写真付きの本人確認書類を持参してください。

国保の届出とあわせて年金や福祉医療などの手続きをする場合は印鑑が必要です。

i 国保証の表記が変わります



4月1日より国民健康保険証の記号番号に、医療機関を受診する際に個人を特定する番号である「枝番」が追加されます。これは、新たに交付する保険証より順次記載します。ただし、現在お持ちの保険証の交換や変更手続きは必要無く、有効期限までそのまま使用できます。令和4年8月中旬頃の次回更新のときに、枝番が表記された保険証を送付します。

第1期納期限は5月31日(月) 固定資産税・都市計画税

問 税務課固定資産税係 ☎95-9879

固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日に、土地、家屋、償却資産を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。都市計画税は、市街化区域内に土地、家屋を所有している人に課税される税金です。

税率 **固定資産税** 土地、家屋、償却資産の課税標準額の合計に1.4%の割合で課税されます。

都市計画税 土地、家屋の課税標準額の合計に0.25%の割合で課税されます。

第1期納期限 5月31日(月)（課税明細書は、納税通知書に同封のうえ4月下旬に送付）

●次に該当するときは連絡してください

- 課税明細書の内訳と令和3年1月1日現在の資産状況が異なるとき（令和2年中に取り壊した家屋が記載されているなど）
- 納付書の住所、氏名に誤りがあるとき
- その他、疑問に思うとき

